平成２８年（フ）第１４号
埼玉県秩父市山田437番地
債務者　井上　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
埼玉県秩父市上町３丁目23番35号ファミール市川２号
債務者　篠　　俊之
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
埼玉県秩父市伊古田81番地１
債務者　岩崎　　誠
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄206番地１小沢原第２団地１号
債務者　新井　健二
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第６２４号
札幌市東区北24条東２丁目１番11号　タモの木ハウスＡ102号
債務者　成田　一雄
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６０号
札幌市西区発寒11条５丁目７番２号
債務者　相沢　香代
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２号
相模原市中央区田名1315－３　サンヒルズ田名Ａ102、住民票上の住所相模原市中央区星が丘２丁目14番21号　大橋ビル301
債務者　大橋　昭仁
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４１号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目８番15号　ラ・フォンテーヌ202号
債務者　エリエット　スーザン　リンこと　ＥＬＬＥＴＴＥ　ＳＵＳＡＮ　ＬＹＮＮ
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４９号
相模原市中央区相模原１丁目９番15号
債務者　高橋弥千恵
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０８号
静岡県伊豆の国市浮橋1001番地の２
債務者　西島　一行
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６０３号
福岡県朝倉市持丸425番地19
債務者　小林　豊治
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６０４号
福岡県朝倉市持丸425番地19
債務者　小林るり子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６２１号
福岡県宗像市赤間駅前２丁目２番10号　トピア赤間Ⅰ　202号
債務者　井上　浩一
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１号
長崎県諫早市永昌町14番７－508号　レジデンスコンプラドール
債務者　川尻　健太
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
北九州市八幡西区黒崎３丁目12番26－202号（セレスタイト黒崎）
債務者　加藤　道一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９３号
函館市松川町36番７－302号
債務者　柳楽　郁和
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４５５号
大阪市西区西本町１丁目13番33－1204号
債務者　岡　加奈子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部